

近畿中部防衛局達第24号

近畿中部防衛局における電子署名に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

近畿中部防衛局長 増田 慎吾

近畿中部防衛局における認証局システムによる電子署名に関する達

改正 平成20年4月10日近畿中部防衛局達第3号

改正 令和5年3月31日近畿中部防衛局達第3号

(通則)

第1条 近畿中部防衛局における電子署名については、防衛省における認証局システムによる電子署名に関する訓令(平成15年防衛庁訓令第64号)(以下「電子署名訓令」という。)に定めがある場合を除くほか、この達によるものとする。

(電子署名)

第2条 認証局システムによる電子署名(以下「電子署名」という。)は、第4条第3項の規定により交付されたICカードに記録された官職署名符号を用いて行うものとする。

2 官職署名符号を用いて電子署名を行うことができる官職及び組織の名称は、近畿中部防衛局本局において使用する公印に関する達(平成28年近畿中部防衛局達第1号)第2条及び近畿中部防衛局の会計機関において使用する公印に関する達(平成28年近畿中部防衛局達第2号)第2条に掲げる者とする。

(各部長等)

第3条 この達において、各部長等とは、総務部長、企画部長、調達部長をいう。

(ICカードの発行等)

第4条 各部長等は、電子署名を行うために必要がある場合は、次に

掲げる事項を記載した書面により、ＩＣカードの発行を近畿中部防衛局長（以下「局長」という。）に申請するものとする。

- (1) 発行する官職又は組織の名称（日本語及び英語）
- (2) 複数発行を必要とする場合は、その理由及び枚数
- (3) 発行希望年月日

2 支局長は、電子署名を行うために必要がある場合は、前項各号に掲げる事項を記載した書面により、ＩＣカードの発行を局長に申請するものとする。

3 局長は、前２項の申請を受理した場合は、電子署名訓令第４条第３項の規定により整備計画局長から当該申請に係るＩＣカードの交付を受け、当該ＩＣカードを各部長及び支局長（以下「本局総務部長等」という。）に交付するものとする。

（ＩＣカードの失効）

第５条 本局総務部長等は、電子署名訓令第５条各号に掲げる事由が生じた場合には、次に掲げる事項を記載した書面に失効させるＩＣカードを添付して、遅滞なく局長にＩＣカードの失効を申請しなければならない。ただし、当該申請が盗難及び紛失等の事由によるものであるときは、ＩＣカードを添付することを要しない。

- (1) 失効させる官職又は組織の名称（日本語及び英語）
- (2) 失効理由
- (3) 失効希望年月日

2 局長は、前項の申請を受理した場合は、電子署名訓令第５条第１項の規定により、整備計画局長にＩＣカードの失効を申請しなければならない。

（ＩＣカードの記録）

第６条 近畿中部防衛局総務部総務課長（以下この条において「総務課長」という。）は、ＩＣカード記録簿（以下この条において「記録簿」という。）を備えるものとする。

2 総務課長は、電子署名訓令第４条第３項の規定により局長に対してＩＣカードが交付等されたとき並びに電子署名訓令第５条第２項

の規定により I C カードが失効されたときは、速やかに前項に定める記録簿に記録するものとする。

3 総務課長は、第 4 条第 3 項の規定により本局総務部長等に I C カードが交付等されたときは、速やかにその旨を記録簿に記録するものとする。

(保管責任者)

第 7 条 局長は、電子署名訓令第 6 条第 2 項の規定により交付された I C カードの保管責任者(次条において単に「保管責任者」という。)を指定するときは、別紙様式による保管責任者指定書により指定するものとする。

(保管)

第 8 条 保管責任者は、I C カードを金庫その他確実なところに格納し、施錠の上、厳重に保管しなければならない。

(委任規定)

第 9 条 この達の実施に関し必要な事項は、総務部長が定めるものとする。

附 則

この達は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 4 月 10 日近畿中部防衛局達第 3 号)

この達は、平成 20 年 4 月 10 日から施行し、同年 2 月 14 日から適用する。

附 則 (令和 5 年 3 月 31 日近畿中部防衛局達第 3 号)

この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式（第7条関係）

保管責任者指定書

防衛省における認証局システムによる電子署名に関する訓令第6条第2項における保管責任者を下記のとおり指定する。

官職証明書名

---

保管責任者

---

年 月 日

(部局等の長)

近畿中部防衛局長